

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例



加東市マスコット 『加東伝の助』

平成 27 年 7 月 1 日施行

Q1 この条例の目的は？

A1 市が結ぶ工事や委託の契約等（公契約）に従事する方の適正な労働環境を確保することによって、生活の安定を図り地域経済や地域社会の活性化の向上を目指すため、色々な約束事を決めた条例です。

Q2 この条例で何が変わるの？

A2 労働の対価（賃金等）の下限額（労働報酬下限額）を決めて、労働者へその額以上の労働の対価を支払うことを事業者（受注者及び受注関係者）に約束してもらいます。

Q3 市と結ぶ契約全部が対象になるの？

A3 労働報酬下限額が適用されるのは、次のどれかに当てはまる公契約が対象となります。

- (1) 予定価格1億円以上の工事
- (2) 予定価格1千万円以上の業務委託
(施設等の管理運営・清掃・警備、料金等事務、給食調理に係る業務に限ります。)
- (3) 指定管理協定のうち、規則で定めるもの

※ なお、対象公契約の受注者は、労働者へ『条例の対象となる契約であることや『労働報酬下限額』等について、作業所等に書面を掲示、又は労働者に書面を交付する必要があります。

Q4 対象となる人の範囲は？

A4 労働の形態(正規雇用、アルバイト、派遣、一人親方等)や使用者が誰か(元請、下請)に関係なく、対象公契約の業務に従事する方は、原則、対象となります。

※ ただし、例外があります。

Q5 労働報酬下限額はいくら？

A5 工事請負契約の労働報酬下限額及び業務委託と指定管理協定に係る1時間当たりの単価については、加東市ホームページ内の「加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例について」をご覧ください。

Q6 もらった労働の対価（賃金等）が決められた労働報酬下限額より少ない場合はどうすればいいの？

A6 市の総務財政部管財課か対象公契約の受注者（元請）又は受注関係者（下請負者等）に申し出てください。

立入調査などを行い、労働の対価が労働報酬下限額から算出した基準額より少ない場合、受注者は受注関係者と連帯して、その不足分を支払う義務を負います。

なお、申出をしたことを理由に、解雇などの不利益な取り扱いを行うことは条例で禁止されています。

Q7 条例の内容をもっと詳しく知りたいときはどうすればいいの？

A7 市ホームページに掲載している手引をご覧ください。市ホームページに掲載している手引をご覧ください。市ホームページに掲載している手引をご覧ください。

《お問い合わせ先》

加東市総務財政部管財課（庁舎4階）

電話 0795-43-0414

FAX 0795-42-7375